

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める要望意見書

昨年2011年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が上げられます。また、小水力発電導入時の手続の簡素化、迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、国及び関係機関におかれましては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買い取り制度に向け十分な環境整備を図るよう、下記の事項について、速やかに実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などを充実し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買い取り価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る制度改革を確実に整備し、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長